

平成25年（行ケ）第59号、同第60号事件

原告 草野利一 外

被告 国

## 原告ら第5準備書面

東京高等裁判所第23民事部Eイ係 御中

平成27年3月31日

原告ら訴訟代理人

弁護士	海	渡	雄	—
弁護士	只	野		靖
弁護士	村	上	—	也



原告らは本書面において、VCCI技術基準の位置づけについて主張を補充する。なお、略称等は従前の主張書面の例による。

- 1 VCCI技術基準は、情報処理装置等の普及によって生じることとなる妨害波等について審議を続けてきた国際無線障害特別委員会(CISPR)が、「情報処理装置および電子事務用機器等から発生する妨害波の許容値と測定法」について各国に勧告をなしたことに由来するものである（甲225号証）。

日本では、上記CISPR勧告を受けて、郵政省（現総務省）が妨害波の許容値および測定法についての技術規格をとりまとめて郵政大臣に答申し、また関係業界に対して同答申の周知と電波妨害の防止に関する要請を

行った。上記要請を受けた関係業界4団体（社団法人日本電子工業振興協会、社団法人日本事務機器工業会、社団法人日本電子機械工業会、通信機械工業会）が、情報処理装置等からの妨害波がもたらす障害を自主的に防止するために設立したのがVCCI（情報処理装置等電波障害自主規制協議会）であり、同協議会による技術基準がVCCI技術基準である。

したがって、VCCI技術基準は、情報処理装置等による妨害波や通信障害についての国際的機関（CISPR）の考え方とも整合するものであり、また我が国においても、情報処理装置等からの妨害波がもたらす障害を防ぐ基準として、VCCI技術基準が用いられているのである。

2 本件技術基準が、他の無線通信への妨害を防ぐことを趣旨とする電波法100条1項の委任の範囲内のものとなるよう、総務省内においても不十分ながら議論はなされてきた。その議論の中で総務省は、電波法100条1項の委任の範囲内にある「技術基準」の許容値設定がいかなるものであるかについて言明し、

- ・「共存条件の内容」として、「電流の許容値」は「パソコン等の情報技術装置から漏えいする妨害波の許容値として国際的に利用されている規格（CISPR22）と同等のもの。」とすること（甲226号証、甲227号証4頁）、

- ・「2MHz～30MHzを利用する高速電力線搬送通信設備の通信時、非通信時にかかわらず、また、利用周波数帯、非利用周波数帯にかかわらず、既存の無線設備に障害を及ぼすべきでなく、許容値は一般家庭に普及しているパソコンや家庭用電気機器と同等とする」こと、したがって、

「(1) 非通信時の許容値は、パソコンなどのIT機器や家庭用電気機器の許容値と等しくする。

(2) 通信時における利用周波数帯（2MHz～30MHz）の許容値

は、『高速電力線搬送通信に関する研究会』の結論に従う。なお、報告書では、伝導妨害波の許容値のみを定めているため、筐体からの放射妨害波に関する許容値は、この伝導妨害波の許容値および微弱電波機器の許容値を参考にして算出する。

- (3) 通信時の非利用周波数帯（150kHz～2MHz、30MHz～1000MHz）の許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。」（甲228号証2頁、甲229号証18頁）

ことを明らかにしているのである。

- 3 そして、「パソコン等の情報技術装置から漏えいする妨害波の許容値として国際的に利用されている規格（CISPR22）と同等のもの」や、「パソコンなどのIT機器の許容値」は、まさにVCCI技術基準において定められているのであるから、本件技術基準が、他の無線通信への妨害を防ぐことを趣旨とする電波法100条1項の委任の範囲内のものといえるためには、VCCI技術基準を充たすことが必要となる。

ところが本件技術基準は、VCCI技術基準を充たしておらず、電波法100条1項の委任の範囲内と言えるための前提条件であった、「2MHz～30MHzを利用する高速電力線搬送通信設備の通信時、非通信時にかかわらず、また、利用周波数帯、非利用周波数帯にかかわらず、既存の無線設備に障害を及ぼすべきでなく、許容値は一般家庭に普及しているパソコンや家庭用電気機器と同等とする」こと、「パソコン等の情報技術装置から漏えいする妨害波の許容値として国際的に利用されている規格（CISPR22）と同等のもの。」とすることができていないのである。

- 4 したがって、本件技術基準（電波法施行規則46条の2第1項5号）は電波法100条1項の委任の範囲を逸脱した無効なものであって、同基準を根拠としてなされた本件処分も違法となるのである。

- 5 なお、原告らが平成27年2月25日付原告ら第4準備書面で言及した

「CENELECのPLT標準EN50561-1」は、情報技術装置から漏えいする妨害波の許容値として国際的に利用される規格についての議論である。本件技術基準が「CENELECのPLT標準EN50561-1」に沿わないものであることは、本件技術基準が当時から国際的に利用される漏えい妨害波の許容値に沿わないものであったことを裏付けることから、原告らが被告にその審議内容を明らかにするよう求釈明を行ったものである。

以上